

(別紙 1)

「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の一部改正（案）に対する意見募集の結果について

「御意見に対する考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
金融分野における個人情報保護に関するガイドライン	金融分野ガイドライン
個人情報の保護に関する法律	個人情報保護法
犯罪による収益の移転防止に関する法律	犯罪収益移転防止法
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則	犯罪収益移転防止法施行規則

No	御意見	御意見に対する考え方
1	近年のサイバー犯罪被害の拡大への対策として、本件の改正案に大いに賛成する。一方、改正案が「預貯金口座」に限定されている理由をお伺いしたい。同じく特定事業者として犯収法上の本人確認を実施している資金移動口座や暗号資産口座なども対象としてよいのではないのでしょうか。	本意見募集は、金融分野ガイドラインの一部改正（案）の内容に関するものであるため、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。 なお、改正後の犯罪収益移転防止法施行規則第 32 条第 2 項が預貯金取扱事業者のみを対象としている理由については、令和 8 年 6 月 26 日「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」の公布等及びパブリックコメントの結果等についての「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（犯収法施行規則関係）」3 番～5 番、33 番を御参照ください。
2	今回の詐欺疑いの口座の名義人情報を本人の同意なしでの提供を趣旨とする個人情報保護法の指針等の改正につき、賛成である。 振り込め詐欺の事案を被害者側で担当しているが、振り込め詐欺・マネーロンダリング事案では、被害者が一次送金先に振り込んだ後に直ぐに二次移転先口座、三次移転先口座に転々移転させている。 この点、振り込め詐欺救済法 4 条 3 項でマネーロンダリングに使用されていると疑うに足る相当な理由がある他の金融機関の預金口座があると認めるときには、他の金融機関への通知が義務とされているが、多くの事案において、前後の移転元・移転先の通知がなされていない実情がある。	本意見募集は、金融分野ガイドラインの一部改正（案）の内容に関するものであるため、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。 なお、改正後の犯罪収益移転防止法施行規則第 32 条第 2 項が預貯金取扱事業者のみを対象としている理由については、令和 8 年 6 月 26 日「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」の公布等及びパブリックコメントの結果等についての「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（犯収法施行規則関係）」3 番～5 番、33 番を御参照ください。

No	御意見	御意見に対する考え方
	それにより、被害者は、一次送金先に残額がない場合、数次移転先口座の把握が困難である。また、移転元・移転先の通知がされている場合においても、一次送金先と二次移転先が同じ銀行であれば、一次送金先に振り込んだ被害者に二次移転先の口座の情報が通知される運用をしている銀行もあるが、個人情報の壁があるため、一次送金先と二次移転先が別の銀行だと被害者に通知がなされる可能性が低い。 今回の改正により、要件が満たされる場合には他の預貯金取扱事業者に提供されることになるため、振り込め詐欺救済法４条３項の実効性がより増すと思われる。 また、振り込め詐欺・マネーロンダリング事案の場合、被害者の資金が銀行・信用金庫等の口座から、預貯金取扱事業者が管理し取り扱える主口座ではなく、主に暗号資産交換業者・資金移動業者・収納代行業者（クロスボーダー収納代行も含む）が管理する子口座ないし消し込み口座（預貯金取扱事業者が暗号資産交換業者や資金移動業者の顧客等の管理のために利用できるように付与した口座）へ移転することも多い（そこから海外へ移転する場合もある）。 その場合、各預貯金取扱事業者の管理の仕様によっては、他の銀行等から通知されたところで、子口座ないし消し込み口座のみを凍結することができない（銀行の管理の仕様によっては主口座を含め全ての口座取引ができなくなるため）。 そこで、現在の振り込め詐欺・マネーロンダリング事案の状況に照らせば、子口座ないし消し込み口座を付与された暗号資産交換業者・資金移動業者・収納代行業者に対して個人情報を提供して、当該業者により取引を凍結をさせる、顧客に子口座ないし消し込み口座を使わせない等の対処をする必要があると思料される。 今回改正対象である「他の預貯金取扱事業者」だけでなく「暗号資産交換業	

No	御意見	御意見に対する考え方
	者・資金移動業者・収納代行業者」等にも範囲を広げる必要があるのではないかとと思われる。	
3	別に意見公募が行われた犯罪収益移転防止法施行規則第 32 条第 2 項第 1 号に基づく個人データを含む情報の提供は、同号に規定する「情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置」を講じれば、マネー・ローンダリング対策共同機構が運営する枠組みに参加して行うものでなくとも、改正案により「法令に基づく場合」と考えられるとの理解でよい。 かかる理解が正しくなく、マネー・ローンダリング対策共同機構が運営する枠組みにおける「情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置」を前提とした個別具体的な整理であるならば、その旨規定上も明らかにすべき。	改正後の犯罪収益移転防止法施行規則第 32 条第 2 項第 1 号に規定する情報の提供については、現時点では、金融庁が実施した預貯金口座不正利用対策高度化推進事業の補助事業者であるマネー・ローンダリング対策共同機構が運営する情報共有枠組みに参加した上で情報提供することを想定していますが、同号に規定する「適正な取扱い及び安全管理のために行う措置」が確実に講じられる方法により情報の提供が行われるのであれば、他の枠組みの下で行われるものであっても、個人情報保護法上の「法令に基づく場合」の例外規定に該当するものと考えられます。
4	本改正案は、「利用目的による制限の例外」として規定されるが、預貯金取扱事業者への個人情報の提供は「同意を要する第三者提供の例外（同意不要）」としても認められると考えてよい。理由は以下のとおりです。 本改正案の具体例の趣旨は、既に個人情報保護法ガイドライン（通則編 3 の 1 の 5）で列挙される利用目的による制限の例外にあたる具体的な事例である「不正送金等の金融犯罪被害の事実に関する情報を、関連する犯罪被害の防止のために、他の事業者に提供する場合」の趣旨と同様である。 加えて、個人情報保護法ガイドライン（通則編 3 の 6 の 1）で列挙される第三者提供のための本人の同意を不要とする具体的な事例においても同様に明示されている。 以上のことから目的外利用の例外と同意を要する第三者提供の例外の両方の要件を充たすものと考えています。	改正後の犯罪収益移転防止法施行規則第 32 条第 2 項第 1 号に基づき、詐欺その他の犯罪若しくは犯罪による収益の移転に利用され、又はそのおそれがあると認めた預金又は貯金口座に関する情報であって取引時確認等の措置を行うに際して必要なものを他の預貯金取扱事業者に提供した場合については、個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号に該当するものと考えられます。
5	「疑いがあると認められる預貯金口座に関する情報」に、属性情報だけでなく、送金依頼人名、送金日時、送金金額、振込先（一次・二次送金先）、IP アドレス、ユーザーエージェント等の「トランザクション情報」が含まれる旨を明記いただきたい。	本意見募集は、金融分野ガイドラインの一部改正（案）の内容に関するものであるため、御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、貴重な御意見として今後の金融行政の参考にさせていただきます。

No	御意見	御意見に対する考え方
6	情報提供の形態として、個別の書面・電話照会だけでなく、セキュアな API 連携等を介したシステムの情報共有（共同プラットフォームでの連携等）も許容される旨を明記いただきたい。	本意見募集は、金融分野ガイドラインの一部改正（案）の内容に関するものであるため、御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、貴重な御意見として今後の金融行政の参考にさせていただきます。
7	客観的基準に基づき情報提供を行い、事後的に正当な利用（誤検知）と判明した場合でも、善意かつ相当の注意をもった連携であれば、目的外利用等の違反に問われない旨を明記いただきたい。	改正後の犯罪収益移転防止法施行規則第 32 条第 2 項第 1 号に基づき、詐欺その他の犯罪若しくは犯罪による収益の移転に利用され、又はそのおそれがあると認めた預金又は貯金口座に関する情報であって取引時確認等の措置を行うに際して必要なものを他の預貯金取扱事業者提供した場合については、事後的に当該預金又は貯金口座が犯罪又は犯罪による収益の移転に利用されていないことが明らかになったとしても、当該提供は個人情報保護法第 18 条第 1 項や第 27 条第 1 項に違反することとはならないと考えられます。この点については、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
8	本改正案は、改正犯罪収益移転防止法施行規則案において、預貯金取扱事業者（銀行系金融機関）が取引時確認を適切に行うための措置として、不正に利用された預貯金口座に関する情報を他の預貯金取扱事業者提供することが求められたことに伴い追加されたものと理解している。 他方、預貯金取扱事業者から、貸金業者側で預貯金口座の不正利用を検知した場合は預貯金取扱事業者に対し預貯金口座に関する情報の提供を行うことを求められた場合にも、適用可能か。	本意見募集は、金融分野ガイドラインの一部改正（案）の内容に関するものであるため、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。 なお、改正後の犯罪収益移転防止法施行規則第 32 条第 2 項第 1 号に基づく情報の提供は預貯金取扱事業者の間で行うことを規定しており、貸金業者からの情報提供に対して同号の適用はありません。
9	SNS 型投資詐欺に利用される口座については、振り込め詐欺救済法に基づく口座凍結がなされるところ、当該口座の情報については、個人情報保護法第 23 条第 1 項第 2 号の解釈により、口座名義人の同意なく被害者に対して情報提供ができるとされている（パブコメ 48 番・ https://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20080606-2/01.pdf）。 このことと平仄を合わせる意味でも、今回の改正については賛成である。 しかしながら、現在の運用実務では、多くの金融機関が、弁護士会照会の方	本意見募集は、金融分野ガイドラインの一部改正（案）の内容に関するものであるため、御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、貴重な御意見として今後の金融行政の参考にさせていただきます。

No	御意見	御意見に対する考え方
	法による照会にすら、残高を回答しないという運用がまかり通っている。 本件の改正の趣旨に著しく反するため、このような運用を改善をすることが本件の改正の趣旨にも沿うものである。 【振り込め詐欺救済法・パブコメ回答・48 番】 口座残高等の個人情報、口座名義人等に対する民事上の請求を行うために必要な情報であると考えられることから、口座名義人の同意を得ることが困難であることが明らかである場合には、口座名義人から当該個人情報の開示について同意が得られなくとも、被害者に対して当該個人情報の提供を行うことは可能と考えられます。（個人情報保護法第 23 条第 1 項第 2 号参照）	
10	「金融分野における個人情報の取り扱い、単なる『効率化』の問題ではなく、国民の経済生活の根幹に関わるプライバシーの問題である。ガイドラインの改正案は、金融機関同士のデータ共有を加速させ、事実上、国民の資産状況や行動履歴を横断的に監視・解析できる環境を構築しようとしているように見える。 行政は『情報の適正な活用』と称してデータの囲い込みを進めているが、情報漏洩や不正利用のリスク、そして何より『自分の資産状況がいつの間にか広範囲で解析されている』という市民の不安には、あまりに鈍感ではないか。管理のためのデータ活用ではなく、あくまで個人の権利を保護し、本人の承諾なき利用を厳格に制限する姿勢を最優先せよ。これ以上、国民の生活実態を『管理しやすいデジタルデータ』に変換するような政策は強く反対する。」	本意見募集は、金融分野ガイドラインの一部改正（案）の内容に関するものであるため、御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、貴重な御意見として今後の金融行政の参考にさせていただきます。
11	本改正案は、犯罪収益移転防止、詐欺被害防止、預貯金口座の不正利用防止の観点から必要性があるものと理解します。 一方で、障害者、高齢者、判断能力に困難を抱える者、寝たきりの者、視覚	本意見募集は、金融分野ガイドラインの一部改正（案）の内容に関するものであるため、御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、貴重な御意見として今後の金融行政の参考にさせていただきます。

No	御意見	御意見に対する考え方
	障害者、聴覚障害者、上肢・四肢障害者等の金融サービス利用においては、本人確認、取引確認、説明、通知、異議申立て等の場面で、支援者、家族、成年後見人、介助者、手話通訳者、代筆者等が関与することがあります。 そのため、犯罪利用のおそれがある口座に関する情報提供や取引時確認等の措置を行う際には、障害特性、高齢、意思疎通上の困難、支援者の同席・代筆・代理、電話対応困難、来店困難等をもって、直ちに不正利用、名義貸し、犯罪関与と推定しないよう、金融分野における個人情報取扱事業者に対する留意事項を明確化することを求めます。 また、口座情報の提供やそれに基づく取引制限・追加確認等が行われる場合には、可能な範囲で、本人に対してアクセシブルな方法で説明し、誤認があった場合に訂正・再確認・異議申立てができる手続を確保することが重要です。視覚障害者には読み上げ可能な電子文書や電話以外の説明手段、聴覚障害者にはメール・チャット・筆談・手話通訳等、上肢障害者や寝たきりの者には代筆・代理・オンライン対応、知的障害者・精神障害者・認知症高齢者には平易な説明や支援者同席を認めるなど、合理的配慮を前提とした運用が必要です。 不正口座対策は重要ですが、その運用が、障害者や高齢者の金融排除、口座凍結、本人確認不能、生活費・年金・福祉給付へのアクセス阻害につながらないよう、ガイドライン又は関連する監督上の留意事項において、障害者差別解消法、合理的配慮、アクセシビリティ、支援付き意思決定の観点を明記することを要望します。 さらに、障害者や高齢者の中には、単一の障害だけでなく、視覚障害と聴覚障害、肢体不自由と視覚障害、知的障害と精神障害、高齢による認知機能低下	

No	御意見	御意見に対する考え方
	と身体障害など、複数の困難を併せ持つ者が少なくありません。こうした複合的な困難がある場合、電話確認、書面通知、スマートフォン操作、来店、署名、暗証番号管理、オンライン本人確認等のいずれか一つに対応できないだけでなく、複数の確認手段が同時に利用困難となることがあります。 そのため、取引時確認や不正利用防止の運用においては、単一の障害類型ごとの配慮にとどまらず、複数の障害・高齢・認知機能低下・精神的不安・支援者関与などが重なった場合を想定し、本人の生活実態に即した柔軟な確認方法、支援者同席、代筆・代理、平易な説明、複数の連絡手段、異議申立て・再確認の機会を確保することを求めます。支援を必要とすることや、通常と異なる確認方法を要すること自体を、不正利用や名義貸しの兆候として扱わないよう、明確な留意事項を設けるべきです。 視覚障害者 オンライン確認、書面確認、通知文書、口座凍結・取引制限時の説明が、画像・紙・小さい文字だけだと実質的に理解できない。音声読み上げ対応、テキストデータ、電話・対面・代読支援などが必要。 聴覚障害者 電話確認だけを前提にすると本人確認や異議申立てが困難。メール、チャット、筆談、手話通訳、字幕付きオンライン対応など、電話以外の経路を確保すべき。 上肢・四肢障害、寝たきり、重度障害者 署名、来店、ATM 操作、スマホ操作、郵送書類の記入が困難な場合がある。支援者・代理人・代筆・補助具利用を、ただちに不審取引や名義貸しと誤認し	

No	御意見	御意見に対する考え方
	ない運用が必要。 知的障害者・認知症高齢者・精神障害者 詐欺被害や口座悪用から守る必要は高い一方で、本人の説明能力の弱さ、支援者同席、取引履歴の不自然さだけで、本人を犯罪関与者のように扱う危険もある。保護と排除の線引きを慎重にする必要がある。 特に重要なのは、「支援者が関与していること」と「口座が犯罪利用されていること」は別問題だという点です。福祉職、家族、成年後見人、同行援護者、手話通訳者、介助者、支援団体が手続に関わることは、障害者・高齢者の金融アクセスでは普通にあり得ます。これを機械的なリスク要因にすると、結果的に金融排除になります。 また複数の障害を抱えた人の想定も必要です。 視覚障害＋聴覚障害がある人は、電話も紙の通知も使いにくい。 肢体不自由＋視覚障害がある人は、スマホ操作、署名、ATM 操作、書類記入が難しい。 知的障害＋精神障害がある人は、説明理解・不安・パニック・支援者同席の必要が重なりやすい。 高齢＋認知症傾向＋身体障害がある人は、代理人・家族・介護者の関与なしには手続できない場合がある。 精神障害＋生活困窮＋デジタル機器不慣れの人は、オンライン本人確認や追加確認で止まりやすい。 つまり、金融機関側が「本人が一人で、電話に出られて、スマホを操作でき	

No	御意見	御意見に対する考え方
	て、書類を書けて、説明を即座に理解できる」という標準モデルだけで運用すると、複合的な障害のある人は簡単に本人確認不能、口座制限、生活費・年金・福祉給付へのアクセス阻害に直結します。	
12	金融機関の本人確認、追加確認、不正利用確認、取引制限時の説明、異議申立て等の手続においては、障害者や高齢者が、時間制限、入力ミス、文字の読みにくさ、記憶しにくさ、音声案内の聞き取りにくさ、画面上の場所の分かりにくさ、書類の記入欄の分かりにくさ、スマートフォンやATM等の誤操作、ワンタイムパスワードや認証手順の把握困難などにより、手続を完了できない場合があります。 これらは不正利用や名義貸しの兆候とは限らず、障害特性、高齢、認知機能の低下、精神的不安、デジタル機器への不慣れ、複数の困難の重なりによって生じるものです。そのため、確認手続においては、時間延長、再入力機会の確保、平易な説明、大きな文字・読み上げ対応、電話以外の連絡手段、支援者同席、代筆・代理、窓口・郵送・オンライン等の複数手段、誤認時の再確認・異議申立て手続を整備することが必要です。 特に、生活費、年金、給与、福祉給付、医療費等に関わる口座については、本人確認や不正利用防止の必要性和、本人の生活維持への影響を慎重に比較し、障害者・高齢者が手続困難を理由に金融サービスから排除されないよう、ガイドライン又は監督上の留意事項に明記することを求めます。 たとえば、 時間切れになる、入力を間違える、ワンタイムパスワードを見失う、文字が小さくて読めない、説明が長くて覚えられない、電話の音声聞き取りにくい、どこを押せばよいかわからない、書類のどこに何を書けばよいかわからない、	本意見募集は、金融分野ガイドラインの一部改正（案）の内容に関するものであるため、御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、貴重な御意見として今後の金融行政の参考にさせていただきます。

No	御意見	御意見に対する考え方
	スマホ操作で誤タップする、暗証番号や認証手順を忘れる、というだけで、本人確認失敗、口座制限、取引停止、再来店要求、郵送や電話のやり直しになり得ます。 これは障害者だけでなく、高齢者にも非常に起きやすいです。 そして、こうした操作困難や理解困難がある人ほど、家族・介助者・支援者・成年後見人・手話通訳者・代筆者などの助けが必要になります。そこで金融機関が「本人が一人で操作できない」「支援者が関わっている」「何度も入力ミスがある」「説明をすぐ理解できない」ことを不審な兆候として扱うと、生活に必要な口座まで止められる危険があります。	
13	金融分野ではなく、たんなる個人情報保護法改正案に対する意見です。 個人情報保護法改正案について、「通院歴が民間企業に伝わる」とのことであるが、精神病院に通院していることを事前に面接する民間企業に知られていて、それが原因で就職が遠のくのではないかと戦々恐々としています。 せめてそういうシステムになるなら、通院歴の照会から入手までに数か月はかかるシステムにしてください。なぜなら、それくらいかかれば最低でも内定までは通院歴を入手できないだろうと思うからです。 働くために頑張ってますので、働く邪魔はしないでください。	本意見募集は、金融分野ガイドラインの一部改正（案）の内容に関するものであるため、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。
14	裏金（党費マネーロンダリングおよび脱税）を揉み消している自民党政権が、どのような法を作っても 何の説得力も無い。 まずは見本を示して、汚職議員を 全て辞職させるべきだろう。	本意見募集は、金融分野ガイドラインの一部改正（案）の内容に関するものであるため、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。